

## 二宮町グリーン購入基本方針

地球温暖化問題や廃棄物など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしていることから、その解決には、社会システムのあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。

二宮町では、その事務事業活動から生じる環境負荷を低減するとともに「二宮町環境基本計画」や「二宮町地球温暖化対策実行計画」を推進するために、業務を行うに当たり必要となる物品や役務等の調達について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）」の趣旨を踏まえ、環境に配慮した物品調達（以下「グリーン購入」という。）の推進を図るため、基本方針を定めます。

### 1. 目的

グリーン購入法に基づき、二宮町がグリーン購入を推進することにより、日常業務から生じる環境負荷の低減を図り、持続的発展が可能な社会の形成に資することを目的とします。

### 2. 基本方針の適用範囲

この基本方針は、町のすべての組織に適用するものとする。

### 3. 環境物品等の調達方針

#### (1) 環境物品等

環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務であって、次の判断の基準のいずれかを満足するものをいいます。

- ア 再生された材料や再生しやすい材料を使用しているもの
- イ 使用時の資源やエネルギーの消費の少ないもの
- ウ 修繕や部品交換・詰め替えが可能なもの
- エ 梱包・包装が簡易なもの
- オ 分別廃棄やリサイクルがしやすいもの
- カ 耐久性が高く長期間使用が可能なもの
- キ 製造・使用・廃棄の段階で、環境への負担が大きい物質の使用、排出が少ないもの
- ク 第三者機関の認定する環境ラベルを取得したもの

#### (2) 特定調達物品等

重点的に調達を推進すべき環境物品等のうち、別記に定める物品等をいいます。

#### 4. 物品調達にあたっての基本的考え方

- (1) 物品等の調達にあたっては、環境物品等を優先して選択する。
- (2) 物品等の調達にあたっては、物品等のライフサイクル全体から見て、環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- (3) 物品等の調達にあたっては、その必要性及び適正量を事前に検討し、調達総量をできるだけ抑制するよう配慮する。
- (4) 調達した物品等は、長期使用、適正使用に努め、廃棄の際には適切な分別や処分をし、環境負荷の低減が確実に行なわれるようにする。

#### 5. 製品やサービスの選択基準

調達する製品やサービスごとに適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷が少ないものを選択することとする。

項目	選択基準
製造段階	①再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの ②余材、廃材（間伐材等）を使用したもの ③再生しやすい材料を使用しているもの
使用段階	①修繕や部品の交換、補充が可能なもの ②耐久性が高く、長期間使用できるもの ③梱包、包装が簡易なもの、又は環境に配慮した材料を使用したもの ④使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
廃棄・リサイクル段階	①リサイクルが可能なもの ②回収及び再利用システムが確立されているもの ③廃棄されるときに適正な処理、処分が容易なもの
環境ラベル等	①第三者機関が認定する環境ラベルを取得したもの ※主な環境ラベル エコマーク、グリーンマーク、Rマーク、PETボトル再生利用マーク、牛乳パック再利用マーク、国際エネルギースターロゴなど

#### 6. 調達方針の策定

- (1) 町は、この基本方針の実施にあたり、グリーン購入法に基づく環境に配慮した物品等として、毎年度「二宮町環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下、「調達方針」という。）を策定する。
- (2) 物品等の購入にあたっては原則として調達方針を踏まえて選択するものとし、必

要性、価格等を考慮のうえ、適正な量を購入するものとする。ただし、安全性等の観点から調達方針によりがたい場合はこの限りではない。

#### 7. 実施時期

令和6年4月1日から令和7年3月31日